

3 審査（議）経過

上記の議題について事務局より報告、説明し、委員に意見聴取する。

4 開会

（事務局 浅野）

5 議事

（1）計画の概要と評価について

（澤田委員長）

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事1つ目の「計画の概要と評価について」から始めさせていただきます。お手元の資料をご準備ください。今回は、令和4年度1年間の評価を行います。初めてこの評価に関わる委員もおられますので、事務局から簡単にこの計画の概要と評価シートについて説明をしていただきたいと思います。

（事務局 浅野）

「第9次芦屋すこやか長寿プラン21」の概要及び評価シートの見方について説明

（澤田委員長）

ご説明いただいた評価シートの見方については、皆さん問題なくお分かりいただけましたでしょうか。ご質問がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

（質問なし）

（2）第9次芦屋すこやか長寿プラン21 令和4年度の評価について

（澤田委員長）

議事2番目の「第9次芦屋すこやか長寿プラン21の令和4年度の評価」に入ります。事務局では、計画の中で【新規】あるいは【充実】となっている項目、令和4年度において特に取り組めた施策や、課題となっているものをピックアップして、簡潔に説明をしていただきたいと思います。

基本目標が1から4の4つに分かれていますので、進行としましては基本目標1から順番に始め、1つ1つ質疑の時間を取っていく形で進めたいと思っております。まずは事務局から説明いただいて、その後に質疑応答の時間を10分

程度取らせていただきます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。基本目標 1 からお願いいたします。

(事務局 濱砂)

それでは、次第に沿いまして議事 2 (2) 基本目標 1 の高齢者を地域で支える環境づくりについて、ご説明します。

時間の制約もございいますので、昨年度までに重点的に取り組んだ取組みを中心に説明いたします。

なお、計画冊子の該当ページ数も資料に記載していますので、適宜ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、まず施策の目標 B 包括的相談支援体制の充実に関してご説明します。

施策の方向の上から 2 段目に「包括的相談支援体制の充実」の記載があります。具体的な取組としては、新規の取組として「地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備に向けて、第 4 次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組めます。」という取組みと内容の充実化を目指した取組みである「地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。」の 2 つの取組を挙げています。

まず、1 つ目の取組の昨年度までの進捗状況に関してですが、第 4 地域福祉計画策定体制の重層的支援体制の整備に向けた既存事業や体制の見直しを行う検討チーム B に地域包括支援センター基幹的業務担当が参加し、計画策定に取り組んでおり、予定どおり施策の実施に取り組んだところです。言い換えますと、地域住民のかたが抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備に向けて、第 4 次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組んだということです。

次に 2 つ目の「地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化する。」という取組みに関してですが、65 歳未満の障がい者が 65 歳以上になった際の円滑な引継ぎ方法を地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課及び介護事業者とプロジェクトチーム (65 歳プロジェクト) を立ち上げ、「芦屋市内「障がい⇔高齢」連携ガイドブック」を作成しました。また、精道高齢者生活支援センターをはじめ、保健福祉センター内にある専門機関等が参加する「総合相談窓口連絡会」を毎月 1 回開催し、機関間の連携強化等による包括的な支援体制の構築に向け、総合相談窓口で対応した事例の共有や、各機関の活動紹介等を実施しているところですが、課題解決のためにはより一層の連携強化が必要であるとも感じています。

次のページをご覧ください。

ページ上段の施策の方向C「相談窓口の周知・啓発」に関してですが、ここでは2つの取組を記載しています。具体的な取組としては、1つめに多様な媒体や活動の場などを活用し、高齢者生活支援センターをはじめとした相談支援窓口の周知・啓発に取り組みました。具体的な内容としては、広報紙、ホームページ及び平成29年度より稼働している介護サービス情報公表システムで周知しました。また、各高齢者生活支援センターではチラシやポスターを作成し、個別配布、掲示板に貼る、コンビニへ訪問し、当該チラシの配布等を行いました。2つ目の取組み「地域の身近な相談者、支援者である民生委員・児童委員及び福祉推進委員の活動の理解、周知に取り組む」については、社会福祉協議会が発行する「社協だより」や福祉センターが発行する「福祉センターだより」に総合相談窓口の案内を掲載しました。また、「社協だより」に地区福祉委員会の活動を掲載するとともに、各地区で「地区福祉だより」を全戸配布し、活動および委員一覧の情報提供を行っているところです。

取組評価としては、A評価としていますが、今後も継続しての周知活動が必要だとも考えています。

次に、ページ中段の施策の方向のA地域づくりのためのネットワーク充実ですが、具体的な取組としては、1つめに「各圏域に地域支え合い推進員を配置し、地域資源や地域住民のニーズを把握・分析するとともに、定期的に社会福祉協議会や高齢者生活支援センターと情報共有等連携しながら、住民活動をサポートしていく」を挙げています。取り組みの進捗状況としては、「各圏域の地域支え合い推進員が把握した地域活動等を地域支え合い推進員通信「あしもり会」の発行により情報発信し、定期的な圏域あしもり会において、社会福祉協議会の地域担当や高齢者生活支援センターと情報共有を行っている。」を記載しています。

2つめの取組としては、「地域支え合い推進員と社会福祉協議会を中心に社会資源や福祉ニーズの把握、地域の連携づくり等に取り組み、地域住民が主体となって地域課題の解決や地域の見直しの場として活用できるよう、社会福祉協議会と連携して、地域発信型ネットワークの充実を目指す。」を記載しています。この2つの取組状況につきましては、概ね予定どおり進めていくことができたと考えています。また、これまでは地域活動の実情の把握に力を入れてきましたが、地域住民が主体となって地域課題について取り組んでいく仕組みづくりにも今後検討をしていく必要があるとも考えています。

次に3ページ下段のC在宅医療と介護の理解の促進についてですが、これまでの取組みとして、医師会により在宅医療に関する情報を掲載した「芦屋市在宅医療ハンドブック」を令和4年度に改訂し、関係機関へ配布しています。また、令和4年度認知症に関するフォーラムを2回オンライン実施し、市民への啓発を

行っています。医療介護の連携が重要視される昨今の状況の中では、引き続き、在宅医療や介護の理解を深めるため、フォーラムの開催やリーフレットの配布等、周知啓発に取り組んでまいります。

次に4ページ上段のA認知症に関する正しい知識の普及・啓発についてですが、具体的な取り組みの1つ目については、「認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化する」を挙げています。具体的な取組としては、各高齢者生活支援センターに配置した認知症支援推進員が中心となって、認知症の啓発活動等を実施しています。また、アルツハイマーデーにはポスターコンテスト等を開催し、認知症の正しい理解に繋げるよう取り組んでいます。

2つめの取り組みについては、「認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化する」を挙げており、小・中学生等へ認知症の理解を推進するために、キッズスクエアや学校の福祉学習等で認知症サポーター養成講座を実施しています。

3つ目の取組としては、「中学生対象のトライやる・ウィークで、学校教育でも福祉に関する関心を高めるよう推進する」を掲載しています。トライやる・ウィークを行うにあたっては事前学習を行い、福祉への関心を高めました。また、その上でトライやる・ウィークで実際に体験を行い、事業所の方に教えていただきながら取り組むことができ、利用者の方々との交流を深めることができました。わずかな期間ながら福祉への知識が増え、より福祉に関心を抱く結果に繋がりました。

次にその下の段のB「相談体制の支援充実」につきましては、4つの取組を掲載していますが、1つめの取組である「高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを周知・啓発する」を重点目標として取り組みましたが、今回は目標を達成することができませんでした。

しかしながら、その他の3つの取組「認知症ほっとナビ」（認知症ケアパス）の定期的な見直し、早期発見・早期受診の体制づくりに向けた関係機関との連携を強化、「認知症初期集中支援チーム」の効果的・積極的な活用及び認知症の人が消費生活トラブル等の被害にあわないような取り組みの強化につきましては、予定どおり実施することができたため、項目自体の評価はBとしています。

そのため、今後も認知症相談窓口の普及啓発を継続的に行い、本人や家族が相談しやすい、支援につながりやすい環境整備に向けて、次期計画でも重点的に取り組む予定としています。

5ページをご覧ください。

C地域で支える支援体制づくりに関しては、1つ目に「認知症高齢者の見守り・

SOSネットワーク事業の周知を図るとともに、行方不明者の早期発見や支援につながる仕組みづくりを引き続き検討する。」を挙げています。取り組みの結果としては、令和3年度末19人・令和4年度末24人の登録があり、目標を達成することができました。また、芦屋警察署との連携により、行方不明者の状況等は、随時情報を共有しています。また、警察署で認知症の方を保護した場合には、認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の利用も勧めてもらっているところです。2つ目の「認知症による行方不明者を想定した声掛け・搜索模擬訓練を実施するなど、地域での見守りを推進する。」につきましては、資料作成時点では未実施となっていました。今年7月に開催の「福祉フェア」におきまして、模擬訓練を実施しました。新規の取組である3つ目の「認知症の人やその家族が、気軽に集える居場所づくりに認知症サポーターとともに取り組む。」に関しましては、高齢者生活支援センター等と連携しながら、認知症カフェ連絡会や認知症当事者の会等の開催に取り組みました。特に、3つ目の取組に関しましては、今後できるだけ多くの方に参加していただけるよう取組みを継続します。

最後にその下の段のD「若年性認知症の人への支援」についてご説明します。具体的な取組としては、新規の取組として1つ目に「当事者の会の開催やニーズの把握に努め、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討する。」を挙げています。これまでの取組の中で、当事者の会を定期的で開催し、当事者同士のお話からニーズを把握することに取り組みました。また、認知症カフェを市の南北に設置し、認知症当事者やその家族のニーズ把握も行いました。2つ目の取り組みとしては、「専門職向けの支援研修を実施し、質の高い支援を受けられるよう支援体制を強化する。」を挙げています。この研修につきましても、令和5年度末ごろには実施予定としています。最後に、「認知症疾患医療センター、医療機関等との連携により若年性認知症の人の実態を把握する。」につきましては、その支援を行うために各種関係機関が集まって協議する場である「若年性認知症ネットワーク会議」を開催するとともに、兵庫県認知症疾患医療センター等と連携しながら、若年性認知症を含む認知症の方を対象とした事例検討会を実施しています。取組評価としましては、認知症当事者の会や認知症カフェの定期開催、若年性認知症認知症の支援方法の構築等を進めたためA評価としていますが、当事者の参加が少ないことや若年性認知症の相談があまりないことから、今後もそのニーズ把握等に継続的に取り組みます。

基本目標1の説明は以上です。

(澤田委員長)

基本目標1についてご説明をいただきました。高齢者を地域で支える活動づ

くりについての目標についてご説明いただきましたが、皆様から何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(山田委員)

若年性認知症の方がいらっしゃいますが、今まで若年性認知症の方は、ほとんど神戸市や西宮市に行かれていました。若年性の認知症の状況はどのように把握されていますか。

(事務局 濱砂)

基本的に高齢者生活支援センターが認知症相談窓口になっていますので、最近、ご家族の調子が悪い、などのお声があれば、支援センターを通じて把握しております。

(和田委員)

「計画進捗状況について」2ページのA「地域づくりのためのネットワークの充実」の②に「地域支え合い推進員と社会福祉協議会の地域担当が協働して地域プロフィールを行い」とありますが、地域プロフィールとはどういった内容でしょうか。

(事務局 吉川)

地域のアセスメントをするために、地域の中にどのような社会資源があって、どのような活動をされている人材がいらっしゃるかという情報を集め、その地域のことを分析することに取り込んでおります。

(谷委員)

「計画進捗状況について」5ページのC「地域で支える体制づくり」の①認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の周知は、どのように行っているのでしょうか。

(事務局 濱砂)

敬老会等のイベントや、給付医療制度等の会合の際に、チラシ等をお渡しして周知しています。

(澤田委員長)

具体的にはどのように登録をするのか、登録している人がなくなった場合はどのような連絡体制で、検索が行われるのか等、詳しく教えてください。

(事務局 田尾)

ご家族の方が一人歩きをしてしまうかもしれない等、不安に思っておられる場合は、事前に本人の顔写真、全身写真、人となりや、どういうところをよく歩かれる等の情報を登録いただき、市役所と高齢者生活支援センター、警察で事前に共有することで、一人歩きをしてしまった際に、すぐに情報を入手でき、ご家族に共有できる仕組みになっています。

また、今年度10月から認知症の賠償保険を始めますが、SOSネットワーク

の登録が賠償保険の登録要件になっておりますので、さらにSOSネットワークの登録者数が増えるように図っていきます。

(澤田委員長)

認知症の賠償保険を利用するためには、SOSネットワークの登録が条件になっているということでしょうか。

また、SOSネットワークに登録された方の情報は、市役所、警察、それから高齢者施設で共有されているということでしょうか。その他、高齢者の方が立ち寄るようなコンビニエンスストアや商業施設への情報提供は行っていないのでしょうか。

(事務局 田尾)

2段階あり、第1段階として、登録段階では、警察と高齢者生活支援センターと行政で情報を共有しておりますが、第2段階として、実際に一人歩きをされて行方不明になった等の連絡がご家族からあった際は、SOSネットワークの協力員として登録していただいている民生委員の方や事業者の方に、いつ、どのあたりでどのような方が行方不明になったといった情報をメールで提供し、一人歩きされていることに気づかれたら、すぐに警察にご連絡いただくようお願いしています。

(澤田委員長)

実際に捜索模擬訓練も実施できたということですので、非常に取組が充実していたようですので、B評価でいいのかと思ひ質問しました。

(三谷委員)

「計画進捗状況について」5ページのD「若年性認知症の人への支援」の①の認知症当事者の会について、当事者があまり参加しない、参加する方もいつも同じ方が多い状況です。地域包括支援センターで、認知症当事者の会に参加してみませんか、と声掛けをされていると思いますが、恥ずかしいので参加したくないという方も多いと思います。参加してくださいと言っても、そう簡単に参加してくださるとは思えませんが、どのように参加者を探しておられるのかお伺いします。

また、「計画進捗状況について」5ページのC「地域で支える体制づくり」の①認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業について、認知症の賠償保険を10月から開始されるとのことで、1年以上前からお願いしていましたので、実現して良かったと感じています。認知症が始まっていると思われる独居の高齢者の方に、SOSネットワークに登録してくださいというのは、ハードルが高いと思いますので、ヘルパーやケアマネジャーが、スマートフォンで本人の写真を撮り登録してあげるといった仕組みが将来的にできるようになれば、登録が進んでいくのではないかと思いますので、1つの提案とさせていただきます。

(事務局 濱砂)

本市としても課題と考えているのが、認知症になったことが悲しいことだと考え、後ろ向きになってしまって、当事者の会に参加することが恥ずかしい、嫌だと感じてしまう場合があると思いますので、そういった意識を変えることに、次期計画で重点的に取り組もうと考えています。

また、認知症カフェ等に参加されている方は、積極的に周りの方と触れ合う傾向があるので、そういった場にできるだけ多くの当事者の方に参加いただけるよう、取り組みの魅力発信をあわせて重点的に行っていきます。

(事務局 田尾)

SOSネットワークを認知症の方本人のみで登録するのは大変な場合があると思います。地域包括支援センターや、ケアマネジャーの全体会、あじさいの会等でもお話させていただき、認知症当事者の周りの方で支えながら登録ができるようにしていこうと考えています。それでも難しいようであれば、よりよい登録方法について考えていきます。

(山田委員)

薬局で働いていると、認知症かもしれない、と気になる方がいらっしゃるので、包括支援センターに連絡し、当事者の自宅に行っていただくようなことが多くあります。その際、ご家族が個人情報に気にされて家に入れてくださらないという場合があるようです。そういった場合、どのように対処してらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

(事務局 濱砂)

地域包括支援センターの職員の最初の訪問では断られてしまっても、何度か訪問するうちに会わせていただけるということがあります。

また、認知症の方が一人歩きをしてお困りである場合や、病院の受診ができていない状態などの場合は、初期集中支援事業として市の職員と医師、看護師が本人さんの状態を診る事業がありますので、そこで一定の把握はできているという状況です。

(和田委員)

「計画進捗状況について」4ページのB「相談・支援体制の充実」の①について、高齢者生活支援センターが認知症の相談窓口になっていますが、目標とする認知度には届かなかったとの記載があります。高齢者生活支援センターが相談窓口としての認知度が低い状態ならば、困っている方は現在どういうところに相談されているのかお聞かせください。

また、「計画進捗状況について」3ページの「在宅医療の推進」について、医療と介護の連携強化が進んでいると思います。これから需要が増えていく中で、医療の供給体制とか在宅医療供給体制、医療従事者や介護従事者の確保につい

てどのように見通しているか、お聞かせください。

(事務局 田尾)

包括支援センターの認知症相談窓口としての認知度についてですが、アンケートの質問が、認知症に関する相談窓口を知っていますか、という質問でした。高齢者生活支援センターが窓口であることを知っていますか、という限定した質問ではないので、低い結果が出た可能性があります。実際は医療機関にかかって、医療機関から地域包括支援センターに連絡があったり、SOSネットワークの協力員や、見守りネット、地域の協力員から、気になる人がいるというご連絡をいただき、それで包括支援センターが、巡回としてお宅を回るなどの形で相談が始まることが多いと感じます。

今回、認知度の数値としては低くなってしまいましたが、今後も気軽に相談いただけるようにしていきたいと考えております。

(事務局 吉川)

在宅医療の推進に関してお答えします。医師会では、主治医・副主治医制度を取りながら、在宅の方を支援していく体制を取っておられるところです。すこやか長寿プラン2 1策定委員会の中でアンケートを取ったところ、医師会、歯科医学会、薬剤師会から、市内の医療機関だけでは在宅医療の需要に十分に対応し切れていないという意見も頂いておりますので、市内の往診をいただいている市外の医療機関もありますので、そういった情報を集めながら、支えていく体制をつくっていかないといけないと考えております。

(澤田委員長)

先ほどの和田委員の質問で認知症の相談窓口の認知度の話がありました。高齢者生活支援センターが認知症相談センターの役割を担っていることを知っていますかという質問に対して、認知度が期待したような数値に届いていないという結果でしたが、一方で、「計画進捗状況について」2ページのC「相談支援窓口の周知・啓発」はA評価になっています。取り組みが相談の機会や相談しやすさに繋がっている実感があるということでしょうか。

(事務局 濱砂)

地域包括支援センター自体を知っている方は、今回のアンケートの結果でも半数以上となっており、包括支援センターで高齢者の身近なことを相談できることをご存じの方は多いと考えております。

田尾が申しましたように、高齢者のことを相談できる、お悩み事を相談できる窓口として包括支援センターをご存じの方が多のですが、特出しとして、認知症の相談窓口として知っていますか、という聞き方になると、数値が下がってしまうということだと認識しています。実際、認知症に関する相談は日々来ておりまして、包括支援センターの職員も対応しておりますので、支援センター自体の認

知度は上がっていると感じています。

(事務局 吉川)

補足させていただきます。

相談窓口の周知・啓発に関しては、高齢者生活支援センターだけではなく、市では総合相談窓口福祉何でも相談という窓口を設けており、その周知にも努めております。その窓口で、認知症のことで相談をしたいとのご相談を受けることがあります。

そういった場合には、高齢者生活支援センターにお繋ぎすることになりますので、高齢者生活支援センターに限らずとも、どこかの相談窓口にご相談いただければ、そこから支援の道筋が立っていくということも目指しておりますので、そういった取り組みも含めてA評価をさせていただきます。

(澤田委員長)

基本目標1についてご質問やご意見がなければ、次の基本目標に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは、基本目標2に移りたいと思います。8ページから、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 田尾)

それでは、基本目標2について説明させていただきます。

基本目標2は、「社会参加の促進と高齢者のやすらぎのあるまちづくり」ということを目的に各事業を進捗しております。地域での活動や学習、就労などをつうじて、生きがいをもって暮らせるように社会参加を促進することを目的としています。また、多様な住環境や防災対策などの環境の整備をすることによりやすらぎのあるまちづくりを図ります。

今回の説明につきましては、主に【充実】の目標を掲げているところについて、重点的に説明させていただきます。

個別の説明に入る前に、みなさんもお存じのとおり社会参加については令和2年の3月頃からはコロナの影響を活動制限や施設の休館など大きく受けました。ワクチン接種や感染対策により令和2年度に比べると回復傾向にはありますが、コロナ前に比べるとまだ回復しきれていないのが現状です。

イベントなども少しずつ行えるようになってきておりますので、行動を抑制されていたかたなども社会参加が安心して行えるように支援等取り組んでまいりますのでご協力お願いいたします。

個別の施策につきましては、主にこちらの【充実】と目標を掲げているところについて、重点的に説明させていただきます。

「計画進捗状況について」9ページの2-1「生きがいつくりの推進」の「自

主的な活動の促進について」Aの部分の老人クラブの活動について説明させていただきます。

会員数目標値としましては、令和4年度に2,970人としておりましたが、2,652人と目標値には届きませんでした。新規会員の確保のために、令和3年度とはなりますが、昨年3月後半には、計画の施策にも記載していたケーブルテレビの広報番組「あしやトライあぐる」にて、サークル活動を中心に紹介することにより会員募集を図りました。事務局から、放送後に入会についての間合せやグラウンドゴルフへの参加者数が増えたと聞いており、一定の効果があったと思います。今後も老人クラブ連合会と連携し、会員の確保を支援していきます。

10ページの生きがい活動支援の充実のA「生きがいつくりの支援強化」について、高齢者生きがい活動支援推奨事業、いわゆる生きがいデイサービスについて、閉じこもりがちな自立の高齢者を対象にサービスを行っています。

主に社会福祉協議会やシルバー人材センターが行っています。内容としましては、体操や歌や囲碁のような活動を身近な場所で高齢者のかたであつまりおこなうことで生きがいを増やすことが目的となっています。生きがいデイについては、平成30年には約5,500人の参加がありましたがコロナの影響を大きくうけ開催も難しい時期があり参加人数は令和2年度には2,000人ほどまで少なくなっていました。令和4年度は約4,000人となり回復してきています。

またコロナ禍であった令和3年度から開始したシルバー人材センターによる高齢者ICT教室も人気の事業となっており定着しています。

今後も高齢者のかたが身近な場所で気軽に活動に参加でき楽しめるよう社会福祉協議会やシルバー人材センター等と協力していきたいと思っております。

1つ下のBの「活動場所の充実」ですが、老人福祉会館についての項目です。老人福祉会館は、芦屋市内在住の60歳以上の方であれば、どなたでも無料で利用できる施設です。市民センターの別館にあり、畳の大広間や和室の会議室、お風呂、ヘルストロンといった電位治療器がある施設です。貸室については、目標値の200を大きく上回る338の利用がありました。貸室では、オセロや英会話、体操などに利用されております。貸室として利用されていない時間は、休憩所や交流の場としても利用されております。

もう1つの目標である新規イベントは、包括連携協定を締結している明治安田生命様に協力していただき、血管年齢測定会や健康についての講座を行いました。特に血管年齢の測定は好評で、すぐに計測できることもあり、約1時間ほどでしたが、約30名の方に参加していただきました。今後も様々な人が参加できるイベントを関係団体と企画していき、老人福祉会館の魅力を高めたいと思

います。

次に11ページの2-2の「就労支援の充実」です。シルバー人材センターの会員数につきましては、目標値までは届きませんでした。全国的に会員数も減少しているような厳しい状況もある中、会員数を増加されております。

また、令和4年12月にはケーブルテレビの「あしやトライあぐる」で、シルバー人材センターの活動内容の紹介をしました。

そして、市役所北館の玄関横のスペースで、高齢者月間である9月に活動内容についてパネル展を開催しております。本日も高齢者月間ですので、北館の入口にてシルバー人材センターの活動について展示しておりますので、よろしければお帰りの際などにご覧いただければと思います。今後も会員数の増加を目指すため、活動をより知ってもらい、これからの高齢者の就労の確保及び会員数を伸ばせるように協力していきたいと思っております。

最後に13ページ、2-4のC「災害時における支援・感染症予防対策にかかる体制の整備」です。福祉避難所は、高齢者・障がいのある人など、一般の避難所生活では配慮が必要な人が一時的に生活する、バリアフリー対応などがされた避難所のことです。令和4年度は、福祉避難所の1つである福祉センターでの福祉避難所開設訓練において、福祉避難所の対象となる方と普段から関わりの強いケアマネジャーにも参加案内をすることで、要配慮者の災害時に関する支援の理解を深めました。

基本目標2につきましては、説明は以上です。

(澤田委員長)

皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

(小畑委員)

「計画進捗状況について」11ページのA「高齢者の多様な就労の充実」について、創業塾の活用と書かれていますが、これはどのような内容のものなのか、教えていただきたいと思っております。

あと1つは、これに応じて起業を支援されたとか、これを活用してどういう方が、何人ぐらいが活用されたのか、数値的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

3つ目、例えば65歳以上の市内の高齢者の就労状況は把握されているのでしょうか。65歳以上の何人ぐらいの方が働いておられかといった資料があれば教えてください。

質問は以上です。また後で、質問以外で少し意見を申し上げたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(事務局 田尾)

創業塾につきましては、商工会などと協力して、市で起業などを考えられている方に講座などをしております。参加人数につきましては、今は把握できておりません。

高齢者の就労数につきましては、すこやか長寿プランの次期計画のアンケートで就労状況について確認したところ、正規、非正規を合わせて、65歳以上の方のうち約25%方が働いているという回答を頂いております。

(小畑委員)

創業塾について、事業主体は商工会ですか。

(事務局 田尾)

はい。商工会と地域経済振興課で行っております。申し込みや問合せにつきましては、商工会で取りまとめております。

(小畑委員)

労働組合の立場から言うと、高齢者は一体いつまで働いて、収入を得て生活を維持しなければならないのか、という疑問があります。

私もシルバー人材センターに2、3年お世話になったことがあります。そのときの仲間は、シルバーで働いて得た3、4万円のお金の使い道は医療費だと言っていました。

シルバー人材センターで働いて収入を得るという道だけではなく、福祉や年金など、そういう面での充実を追求することも必要ではないかと思っています。長寿はみんなに関係することなので、労働者がいつまで働き続けなければならないのか、福祉の問題として、このすこやか長寿プラン21の中にも反映をしていただけるように希望したいです。

(事務局 吉川)

何歳まで働くのかという点について、先ほど総合相談窓口について申し上げましたが、生活困窮者の方の自立相談でも、70歳以上の方で、年金と少しの労働で生活を立てておられた方がコロナで職を失い、生活が苦しいというご相談が非常に多くございました。

家計を見直すことで、年金と預貯金で暮らしていけるようになる方もいらっしゃいますし、お話をさせていただいて、例えばご自宅がある方は売却される方、市営住宅に移られて生活を立て直される方、また生活保護を利用される方もいらっしゃいます。社会保障の根幹的な部分はなかなか市で変えることはできませんが、労働が難しくなったときの生活に関しては、地域福祉課の生活困窮者の支援も一緒に進めていくことが必要だと考えております。

(澤田委員長)

シルバー人材センターの充実が、生きがい活動支援として計画に入っていて、働くことや、働く場があることが高齢者にとっての生きがいであるという位置づけになっていますが、実際は生活を維持するためだったり、医療費だったり、必要に迫られて仕事をしている方が多いということで、非常に重要なご意見だと思います。

(三谷委員)

配偶者が認知症で介護が必要だが、年金だけでは生活が苦しいので、午前中だけお仕事をされている方がおられ、認知症なのでグループホームに入れたいが、費用が苦しい。自分が面倒を見れば良いが、パート収入がなくなるので、結局、経済的に苦しいのは変わらない。そういった場合、相談したら補助が出るとか、そういった制度はあるのでしょうか。

(事務局 浅野)

介護保険制度としては、グループホームのご利用に対しての補助はありませんが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設といった施設に入所されていたり、ショートステイを利用されている場合、部屋代や食費について、低所得の方については負担の軽減をする制度がございます。そのほかにも、社会福祉法人が利用料の減免をしている等の制度もございますので、そのような方については、市役所にご相談に来ていただくようにご紹介いただければと思います。

(木村委員)

「計画進捗状況について」8ページのA「老人クラブ、あしやY O 倶楽部への活動支援」について、老人クラブの会員が2,552人と書いてありますが、目標値は令和3年度で2,940人と、大分差があります。しかし、進捗評価はBとなっており、予定どおり進行中という評価になっています。進捗評価Bというのは、数値目標はそこまで気にせず評価しているのか、考え方を教えてください。

(事務局 田尾)

老人クラブの会員数につきましては、老人クラブ連合会が3,000人を指しておりますが、コロナによる影響などでイベント等もできず、新規加入者が入りづらい状況でしたので、目標と乖離した状況となっております。

その一方で、ケーブルテレビで周知するなど、苦しい状況の中でも会員の確保などを積極的に行ってきたということで、総合的に見てB評価としております。

(澤田委員長)

老人クラブの会員数の目標値自体が、設定されているものが妥当かどうかも見直す必要があるというご指摘かもしれません。努力してもそこまで伸びない可能性もあると思いますので、数値の設定を見直す必要があると思います。

1つご質問をさせていただきます。「計画進捗状況について」10ページのB「活動場所の充実」について、昨年度の評価委員会で、活動で使える場所が少ないというご意見があったと思いますが、この点は改善されているということでしょうか。そういうご意見が反映された取組はなかったかと思いますが、十分に場所が利用できる状態になっていると理解してよろしいでしょうか。

(事務局 田尾)

まだ活動場所が十分とまで言い切れません。場所によっては、もっと欲しいという声もありますが、感染状況が緩和されてきたことによって、老人福祉会館の貸室なども使われる方が非常に増え、ユウクラブなどにつきましても、利用回数が非常に増えてきておりますので、居場所として使えるようになってきているとは考えております。

(澤田委員長)

基本目標2について、ご質問、ご意見は以上でよろしいでしょうか。

基本目標3に移りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 田中)

高齢介護課の田中と申します。よろしく申し上げます。

基本目標の3、「総合的な介護予防の推進」についてご説明させていただきます。

まず、14ページの中段、B、「介護予防センターの機能強化」の②です。今期計画からの新規取り組みの「リーダー養成講座」についてです。こちらは、身近な地域で住民主体の介護予防活動を推進する地域コミュニティづくりや、継続的に活動をするために中心となるリーダーを育成するものです。令和4年度については年2回で合計13人の方が参加されました。事前に地域包括支援センターにも講座の周知を行い、日頃から地域で支援を行われている団体や個人の方にも参加いただきました。また、講座受講者の意見を取り入れ、講座内容の充実を図っています。

続いて、15ページの下段、「効果的・効率的な介護予防事業の推進」についてです。令和3年度中に新規に要介護認定申請を行った方の主治医意見書に記載されている疾病について分析を行ったところ、介護が必要になった主な原因の第1位が筋骨格系疾患であり、そのうち骨折が約3割を占めていることが分かりました。このことから骨折の主な原因である転倒を防ぐことを目的に、次でご説明しますフレイル予防事業において、理学療法士が行う講話内容について、転倒を防ぐために自宅の環境改善を伝えるようにしています。

続きまして、16ページの上段、A、「高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進」についてです。こちらも今期計画における新規事業ですが、医療・保健・福祉分野の担当者間で課題の共有を図りながら事業を実施しております。令和4年度については、専門職の派遣を希望する65歳以上の20人程度のグループを対象にして、合計13か所の通いの場に対して、延べ334人を対象にフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施し、フレイル状態にある高齢者を把握し必要な支援に結びました。また、参加者のアンケート結果や医療専門職と打ち合わせを行う中で、参加された方々は、比較的自らの健康意識やフレイル予防への関心が高い方が多いことが分かりましたので、課題として健康無関心層へのフレイル予防の周知の必要性を感じています。そこで、高齢者全体へのフレイル予防の普及啓発を目的として令和5年度からは地域の集会所等で自由参加型の講座を開催しております。こちらは、近隣の住民宅へ事業開催のチラシを配布することや掲示板において周知を行い、事前の予約は不要で気軽に立ち寄れる講座としています。また、令和3年度に引き続き、令和4年度においても、広報あしやにおいてフレイル予防に関する特集記事を掲載し、広く市民の健康に対する意識の変化に向けて取り組みました。

説明については以上です。

(澤田委員長)

基本目標3について、ご質問、ご意見はございますか。

(露峯委員)

要介護状態になった原因の疾患として、筋骨格系疾患、中でも骨折が多いということでしたが、骨折以外にはどのような疾患があったのか教えていただけますでしょうか。

(事務局 田中)

第1位が筋骨格系疾患ですが、第2位が生活習慣病、第3位ががん、第4位が認知症、第5位が高齢による衰弱となっております。

(澤田委員長)

「計画進捗状況について」17ページのA「総合事業の推進」①について、生活支援型訪問サービス従事者研修を継続して、サービス供給量の確保と担い手の育成を進めるとあり、受講者の人数が記載されていますが、受講されても担い手にはなかなか育たないという話を以前から伺っておりますので、具体的にどれぐらいの方が活動に至っているのか、分かりましたら教えていただきたいです。

(事務局 吉川)

手元に正確な資料がないため正確な数値は現在お答えできません。受講されても実際に従事される方の割合は多くはございません。受講される方の中には、ご家族の介護があるので勉強してみたいであるとか、ご自身の今後の勉強のために受けておきたいということで受講される方も多くいらっしゃいます。

ただ、受講していただいた方に、担い手になっていただくことは、こちらとしては意図しておりますので、受け入れておられる事業所PRの機会を設けていただき、修了後に、「うちの事業所に登録していただけたら、お仕事できます」と周知していただき、活動に結びつくよう工夫をしております。

(澤田委員長)

先ほどのシルバー人材センターの件にも繋がると思いますが、高齢者の方自身に地域での担い手になっていただくということは重要だと思いますが、その一方で、働くという形で担い手になるのは非常に負担が大きいので、なかなか担い手が育っていかないのかなという印象を受けました。

(木村委員)

先ほど筋骨格系疾患の人の話がありましたが、筋骨格系の疾患等で、治療を受けたかどうかという情報を市と即座に共有できるような仕組み、情報ネットワークサービスはありますか。

(事務局 田中)

まず、筋骨格系疾患が、介護が必要になった主な原因であることは、認定申請における主治医意見書に記載されている疾患名から把握しています。

その後、筋骨格系疾患のある方が実際に医療を受けているか、レセプトがあるかどうかまでは、この事業を行う中では追っておりませんので、データは持ってありません。

(木村委員)

そのようなデータを持つことはできるのでしょうか。

(事務局 田中)

今回の一体的実施事業として、事業の対象の方については、その方の医療レセプトや介護レセプトがあるかどうかを見ることは、技術的には可能です。

(澤田委員長)

医療受診等があった場合には、その患者の情報を取得できるということですか。

(事務局 田中)

認定申請を受けている方全員の方ではなく、事業を行っている方を対象にした方のレセプトであれば、見ることは可能です。

(澤田委員長)

分かりました。そういったシステムを使って、よりハイリスク層等にアプローチをして、効果の高い層などを抽出してアプローチしていくことが考えられているということですか。

(事務局 田中)

そこで抽出した方にハイリスクアプローチをしていく方法はあると思いますが、芦屋市としては、生活習慣病に対して、まずはアプローチしていくことが効果が高いと考え事業を実施しているところです。

(澤田委員長)

そのアプローチも、このシステムを使ってされているのですか。

(事務局 田中)

健康診断の結果等を基に、アプローチをしています。

(澤田委員長)

そういったシステムを活用するのは、個人情報との兼ね合いもあり、どこまで情報を取得して、ハイリスク層にアプローチしていくのか、難しいところもあると思いますのでお伺いしました。

ほかにいかがでしょうか。なければ、最後の基本目標4に移らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

基本目標4について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 田中)

基本目標4、介護サービスの充実による安心基盤づくりについてご説明いたします。22ページの上段、前ページから続きます、D、「新型コロナウイルス感染症等の感染対策の徹底」についてです。各事業所において、令和4年度も継続して新型コロナウイルス感染症に係る対応に尽力いただきながら、介護サービスを提供していただいております。芦屋市としても、令和3年度に引き続き、感染者等の方に対して訪問介護サービス等を提供していただいた事業所に対して補助金を支給しました。また、クラスターが発生した事業所に対しては、市で備蓄しています衛生資材を集中的に配布するなど、介護現場で直接サービスを提供していただいております事業所・職員の方をサポートしてまいりました。さらに、昨年度から続く不安定な国際情勢等によって、原油価格・物価高騰等による影響が市内事業所でも顕著になってきていたことから、事業所の負担軽減を図ることを目的に市内で介護サービスを提供する事業所を対象に物価高騰対策支援金の支給を実施しました。実績としては、66法人に対して合計1,940万円の支給となっています。物価高騰の影響は令和5年度も引き続き生じており、特に施設系サービスにおいては電気代等の高騰によって事業所経営に非常

に大きな影響が生じていることから、今年度は支給額を大幅に増額し支給することとしています。

続いて、24ページのC、「施設サービスの安定した供給の推進」です。令和4年4月より市立芦屋高校の跡地に特別養護老人ホーム及びケアハウスを新たに整備し、待機者の解消を図ることができています。

続きまして、24ページのD、「地域密着型サービスの充実」についての、①です。本市では、これまで他の市町村から芦屋市に転入された方が、地域密着型サービスを利用するには、原則「芦屋市に転入してきて6ヶ月を経過した後とする」取扱いを実施してきました。この取扱いについて、要領制定以降、相当期間経過しており、周辺状況が変化していることもあったため、市内事業者から聞き取りした意見を参考に検討を行い、令和5年4月以降の取り扱いを見直しました。具体的には、地域密着型サービスのうち「小規模多機能型居宅介護」、「夜間対応型訪問介護」、「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」の在宅系のサービスについては、芦屋市へ転入後直ぐに利用をできるように改正を行いました。続いて、その下の②、看護小規模多機能型居宅介護の整備については、これまで事業者の応募がなく選定には至っていませんが、訪問看護などの他のサービスと組み合わせた利用等について、現在次期計画を策定中ですので、そちらの中でも検討を行っているところです。

説明については以上です。

(澤田委員長)

基本目標4について説明いただきましたが、ご質問、ご意見などありましたらお願いします。

(小畑委員)

「計画進捗状況について」21ページのD「新型コロナウイルス等の感染症対策の徹底」について、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、市としては、どのようにコロナ感染症の現状把握をされているのかお伺いいたします。

あわせて、取得した情報が、有効に活用されているのかどうかお伺いします。芦屋地方労働組合協議会傘下の組合員の皆さんに伺うと、もっと正確に感染者数の状況を教えてほしいという声が多数ありました。ヘルパーで働いている方や留守家庭児童会の指導員として働いている方など、高齢者や子供と直接関わって仕事をしている方々から、十分に今の感染者の状況を把握したうえで働けないと不安だし、その不安な気持ちが高齢者や子供に伝わり、仕事がしてしかりできないということに繋がるという声があります。

ですので、有効な情報提供を心がけていただきたいし、事業所の方、責任者には情報提供をされていると思いますが、それが働いている方々にきちっと届くよう配慮をしていただきたいなと思います。

(事務局 田中)

新型コロナウイルス感染症の感染者数全体のお話ということでしょうか。

(小畑委員)

以前は、今日時点で何人の方が新型コロナ感染症にかかっているなど、情報提供をしていましたよね。ところが今は報道もあまりないため、市としてコロナの感染の状況をどのように情報収集されているのか、お伺いしたかったということです。

(中山委員)

新型コロナ感染症に関しては、全数把握をしておらず、定点観測という形で試合の病院で感染者の数を推測して、どれぐらい流行しているか、把握をしています。

兵庫県は比較的感染者が少ないですが、増加している状況にはあります。非常に感染力が高いエリスという変異株が出ているため、市役所の職員のマスク着用、手洗い等を行っております。感染力が強いこともありますし、高齢者や、障がいのある方、子供など、様々な世代の方がいらっしゃるので、そういった対応をしております。

それから、働いてらっしゃる方への情報提供については、事業主、雇用主の責任だと考えております。市の施設等については、危機管理対応の職員と、病院、健康部門が連携して情報収集に当たっております。

(澤田委員長)

「計画進捗状況について」24ページのD「地域密着型サービスの充実」について、【新規】として看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組むと書かれていますが、令和3年度から公募を行っていても、事業者の応募がないと記載があります。これは令和3年、令和4年、令和5年と公募しているが、応募がないという状況でしょうか。

(事務局 田中)

令和3年度から令和5年度の期間に、年に2回から3回程度公募期間を設け、広報等で周知していますが、その期間内に応募がなかったという状況です。

(澤田委員長)

芦屋市は、在宅で最期まで生活したいというニーズが高いため、在宅サービスの充実が課題だと、すこやか長寿プラン21策定委員会でも挙がっていました。大きな特別養護老人ホーム等はある程度整備されてきましたが、看護小規模多機能型居宅介護など、地域で最期まで介護と医療を受けながら生活したい方の

サービスを充実させることは非常に重要なことだと思いますので、アプローチ方法等検討されていますでしょうか。

(事務局 浅野)

応募がないことについて、事業所からお話を伺いますと、芦屋市の土地は高く、なかなか事業の経営が難しいと思われるので、なかなか参入できないという声がありました。また、ほかの地域に比べ、阪神間は全体的に多様な在宅サービスが整っておりますので、それを組み合わせることで、在宅での生活が継続できるため、なかなか利用が伸びないという状況もあります。

前回の計画策定の際も、医療ケアのニーズが高まっているということで看護小規模多機能型居宅介護を整備しようということになったのですが、令和3年度は訪問看護の事業所が13か所だったものが、現在18か所あり、医療的なケアに対応できるような事業所も増えてきていますので、そういったことも踏まえて、新たな整備が本当に必要かどうか、検討していきたいと思っております。

(澤田委員長)

ニーズに応じた目標を立てる必要があると思いますので、訪問看護が充実してきた、ニーズと合わなくなっている状況であるのであれば、目標から外したほうがいいのかもかもしれません。

(谷委員)

「計画進捗状況について」24ページのD「地域密着型サービスの充実」①に、地域密着型サービスの利用の取扱要領が令和5年4月に改正され、在宅にて利用するサービスについては、転入後原則6か月経過後から利用可能となっていたものが、転入後すぐに利用可能になったとのことですが、効果が見られるとか、利用が促進されているということはあるでしょうか。

(事務局 田中)

6か月のルールを撤廃しましたので、利用者と事業者の間でのご相談の結果、利用を開始されており、この結果、どれくらい増えたかまでは把握はできておりません。

(澤田委員長)

そろそろ予定の時間になってまいりました。何かもしありましたら、お願いします。

(朝倉委員)

今日、初めて参加させていただいた障がい団体連合会の朝倉といいます。今日のお話の中でいろいろな項目に少しずつ障がい者が絡んでいると思います。とっつきにくいかもしれませんが、障がい者は、ぜひとも友達が欲しいし、皆様に知っていただきたいのです。何かの事業のときに声をかけていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(事務局 浅野)

色々な分野の方にご参加いただけるような地域のカフェなどの活動を広げていますので、その中に高齢者だけでなく、地域の方や障がいのある方も含めて集える輪が広がるように取り組んでいきたいと思えます。

(澤田委員長)

最後に、朝倉委員から、障がい者の思いということでご意見がありましたし、今回の基本目標1の中で重層的支援体制の整備が、大きな目標の1つとして掲げられていますので、地域で一緒にいろいろ活動していく交流の機会をつくることもニーズとしてここへ挙げていただいたのかなと思えます。

基本目標1から4まで見ていただき、評価を確認いただきました。ご説明いただいたように、AからCまで評価がついておりますが、コロナ禍でなかなかうまく進まなかったものが、地域での活動であったり、講習会であったり、研修であったり、イベントに参加いただくような機会に足を運べるような機会が増えてきている、そういう意味ではコロナより前の取組に戻ってきたのかなという印象はありました。しかしながら、まだ十分に活動が進んでいないところも、今回報告いただけたと思えます。評価については、特に何か変えるというお話ではなかったかなと思えますので、このままで取り組みます。

全体のまとめに入ります。

基本目標1で、相談窓口としての地域包括支援センターの周知や、認知症高齢者の支援等についてお話がありました。認知症であることで地域に出にくくなったり、生きがいのための場があるといっても、そこへ参加しにくかったり、そういった状況の方が多くおられ、そういった方が地域の中で生活する上で、リスクや心細さ、不安を抱えておられる。そういった方を、高齢者だけではなく、地域福祉という視点で支えていくことが非常に重要だと感じました。

また、薬局など色々な窓口で気にかかる高齢者の方に地域の方が出会う場がきっと多くあって、その情報をどう繋いでいくかという問題について、包括支援センターに繋いでいくためのパイプが随分整ってきたと思えますが、それでもご本人やご家族の拒否やアウトリーチの難しさによって市のケースワーカーの方や市の職員の方、あるいは包括支援センターのケアマネジャーさんや社会福祉士さんが非常にご苦労されていると思えますし、社会福祉協議会の方も、支援を考える中でご苦労されていることが多いのではないかと思えます。

そういう意味では、専門職の方のアプローチは引き続き非常に重要でもありますし、また、地域の方々に認知症についてご理解いただいたり、知識を持っていただいて、地域丸ごとで、「我が事・丸ごと」と考え、地域の方に理解をいただいて、場をつくっていくことが非常に重要だと改めて思いました。

また、シルバー人材センターの就労のお話の中で、社会参加する機会だから、

高齢者の方に働いてもらおう、ということが言われていますが、実際には生活に困窮していて、やむを得ず働いているという状況があると思います。しかし、一体いつまで働けばいいのかというのは、本当におっしゃるとおりだなと思います。

総合支援事業の中で、私も感じておりまして、研修や講習で軽度の方への支援は高齢者自身に担ってもらうといった枠組みで制度がつけられていることによって、軽度の方はサービスが使えなくなる、そういう事態にだんだんとなってきているのではないかと思います。助け合いは大切ですが、いつまでそれを求めるのかというお声も切実なものがあると感じました。

芦屋市として、地域でどういうふうにそういう方を支えていけるのかという福祉の視点、生活困窮者の支援のお話がありましたけれども、重要なご指摘だったと思います。

本日いただきましたお話を、第10回芦屋すこやか長寿プラン21に反映しようと考えておりますので、これからも引き続き委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

議題2となりますその他について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局 浅野)

皆様、本日は活発なご協議をいただきまして、ありがとうございます。今回は、令和3年度から始まった第9次計画のうち2年目の評価をいただきました。来年の評価委員会では、最終年である令和5年度の評価をしていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の日程調整につきましては、調整の上、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

(澤田委員長)

ほかに連絡がないようでしたら、これで終了にさせていただきたいと思います。令和5年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会を終了いたします。皆様、ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。